

議案第 77 号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「（同条第 3 項」を削り、「第 1 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。」を「第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）に改め、同号ウ中「社会福祉法」の次に「（昭和 26 年法律第 45 号）」を加える。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条に掲げる規定による改正後の松阪市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号中、「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。